

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-39)

別紙1

施策名	目標9-1 環境基本計画の効果的実施				担当部局名	総合環境政策局 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	大村 卓				
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。				政策体系上の 位置付け	9. 環境政策の基盤整備						
達成すべき目標	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進				目標設定の 考え方・根拠	環境基本法第15条	政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 第四次環境基本計画の点検における重点分野等の累積点検数(累積)	-	一年度	28	28年度	-	6	14	20	28	-	-	・第四次環境基本計画を効果的に推進していくため、同計画で緊急性・重要性の高い課題として設定している9つの重点分野等の進捗状況等の点検を平成25年から平成28年まで毎年、実施することが中央環境審議会総合政策部会において決定されている。 また、点検を進めるに当たり、中央環境審議会総合政策部会で点検を行う横断重点分野等は毎年、その他の部会で点検を行う個別重点分野は2年おきに点検を行うことが決定されている。
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
2 環境白書、子ども白書、英語版白書:年1回発行	環境白書、子ども白書、英語版白書:年1回発行		27年度		・環境基本法第12条の規定に基づき、環境行政年次報告書(環境白書)を作成し、毎年国会報告を行うこととされているため。							
3 見積りの方針の調整を行った結果の資料への取りまとめ、国会等への説明	見積りの方針の調整を行った結果を資料に取りまとめ、国会等に説明する。		27年度		・環境省設置法第4条第3号に基づき、環境保全経費の見積り方針の調整を行うこととされているため。							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号					
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 環境行政年次報告書作成等経費(昭和43年度)	32 (22)	30 (23)	30 (23)	30	2	<達成手段の概要> 環境基本法第12条の規定による環境行政年次報告書を作成し国会報告を行うとともに、白書を用いた環境施策に関する普及啓発を行う。 <達成手段の目標> 環境白書、子ども白書、英語版白書:年1回発行(環境省ホームページで公表している環境白書へのアクセス数:132,000件) <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 達成手段を実施することにより、環境基本法第12条に定められた環境行政年次報告書(環境白書)の作成、毎年の国会報告を着実に実施することができる。	282					
(2) 環境保全経費見積調整費(昭和46年度)	3 (3)	3 (3)	3 (2)	3	3	<達成手段の概要> 環境省設置法第4条第3号に基づく環境保全経費の取りまとめ及び国会等への説明を行う。 <達成手段の目標> 集計事項数(予算要求における事項等):1,600事項(概算要求における計数の取りまとめ期間:60日) <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 達成手段を実施することにより、環境省設置法第4条第3号に定められた環境保全経費の見積り方針の調整を着実に実施することができる。	283					
(3) 環境統計・環境情報の総合的な整備推進費(平成22年度)	11 (10)	11 (10)	10 (8)	11	1	<達成手段の概要> 第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)及び公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年3月25日閣議決定)に基づき、経済活動と環境負荷との間の関係性を定量的に明らかにすること等を目的として、公的な環境分野分析用産業連関表(以下「環境IO」という。)を作成する。 <達成手段の目標> 平成23年産業連関表に基づき、平成23年版環境IOを作成し、平成28年度を目途に公表する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境統計の整備を通じて、環境問題に関する情報への満足度向上に寄与する。	284					

(4) 環境基本計画推進事業費 (平成7年度)	18 (15)	22 (17)	22 (21)	23	1	<p><達成手段の概要> 学識経験者を含む専門家で構成する検討会を開催し、環境政策の進捗を把握するための指標や総合的環境指標の充実化の方法について調査・検討するとともに、各主体の意識等の把握を行い、それらの結果を審議会等に資料として提出する。</p> <p><達成手段の目標> 学識経験者を含む専門家で構成する検討会の開催回数:4 (学識経験者を含む専門家で構成する検討会の成果について、審議会等に相応しい資料として審議会等で活用された回数:3回)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 達成手段を実施することにより、第四次環境基本計画の重点分野等の点検を着実に実施することができる。</p>	285
(5) 持続可能な社会のための グッドライフ総合推進事業 (平成26年度)	-	-	21 (20)	21	-	<p><達成手段の概要> グッドライフアワード(平成25年度から実施)を引き続き実施するとともに、ホームページ等を通じた社会への情報発信、グッドライフアワードの受賞取組の現地調査等を行う。</p> <p><達成手段の目標> グッドライフアワードへの応募促進のための周知・広報の件数:550件 (グッドライフアワードのホームページの閲覧件数:対前年度比5%増(15,245件))</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 達成手段を実施することにより、第四次環境基本計画の重点分野等の点検に資することができる。</p>	286
施策の予算額・執行額	64 (50)	66 (53)	86 (74)	88	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(記入イメージ)

施策名	目標9-2環境アセスメント制度の適切な運用と改善					担当部局名	総合環境政策局環境影響評価課	作成責任者名 (※記入は任意)	大森 恵子			
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。					政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤整備					
達成すべき目標	環境影響評価法に係る技術手法の向上を図りながら、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供するなど、環境保全上の適切な配慮を確保する。				目標設定の考え方・根拠	環境影響評価法	政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 環境影響評価法に基づく 手続の実施累積件数(途中 から法に基づく手続に 乗り換えたものの内数)[件]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
2 環境影響評価法に係る環 境大臣意見の提出累積回 数(回)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
3 迅速化対象案件の達成率 (%) (達成率:実際に迅速化さ れた案件/迅速化対象案 件×100)	-	-	100%	-	-	100%	100%	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
達成手段 (開始年度)	補正後予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 環境影響評価制度高度化 経費(昭和55年度)	60 (63)	45 (67)	45 (52)	45	1.2	<達成手段の概要> 改正法の完全施行等の最近の動きを踏まえ、その円滑かつ効果的な施行のために必要な事項について調査・検討を行うとともに、環境影響評価制度の周知徹底を図るための説明会等の充実を図る。 <達成手段の目標> 環境影響評価法の適正な施行のため、現状の把握及び課題の検討等を実施するとともに、制度の今後の在り方を明らかにする。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 改正された環境影響評価法の確実かつ円滑な実施のために必要な調査・検討、情報整備及び研修等を行うとともに、上位計画段階や政策段階における戦略的環境アセスメント制度について調査・検討を進めることで、最適な環境影響評価制度の運用及び今後のより良い環境影響評価制度実現に資する。					287	
(2) 環境アセスメント技術調査 費 (昭和55年度)	50 (61)	29 (27)	25 (25)	38	1.2	<達成手段の概要> 評価技術の開発等が必要な分野ごとあるいは環境要素ごとに、調査・予測・評価、環境保全措置等について、国内外の最新の技術的知見や事例等を収集・整理し、有識者へのヒアリングや研究会の開催等により専門的な知見を加えながら、技術手法の開発及び改良を行う。 <達成手段の目標> 事業者における適切な環境影響評価の実施が確保されるよう、調査・予測・評価や環境保全措置等の技術的手法を開発し、その成果を普及する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境影響評価手続の具体的な手法について、最新の知見や手法を踏まえわかりやすく説明した技術ガイドを作成するとともに、中央環境審議会答申等で示された環境影響評価実施にあたっての技術的課題について調査・検討を進める。これにより、環境影響評価手続について一定の水準が確保され、各事業において環境保全に対する配慮が適切に図られる。					288	

<p>(3) 環境影響評価審査体制強化費(平成23年度)</p>	<p>41 (29)</p>	<p>35 (29)</p>	<p>36 (24)</p>	<p>33</p>	<p>1.2.3</p>	<p><達成手段の概要> 事業種ごとに、環境大臣意見を述べる際に必要な知見を収集、整理し、改正法に対応した審査の円滑化に資する。この他、学識経験者の意見聴取が必要と判断される個別事業については、専門家の意見を聴取するとともに、必要に応じて委員会を開催し、審査案件ごとの進捗情報の共有や、過去の大臣意見内容のレビュー、次年度に意見聴取を行うべき個別事業および専門家の選定を行う。 <達成手段の目標> 環境影響評価法の改正により、審査業務等が大幅に増加したことに対応し、環境省として改正法の施行及び円滑な審査を行うために、審査体制の強化を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境影響評価法改正による環境大臣意見の意見提出機会の増加等に対応するため、有識者会合の開催や事業種ごとに必要な知見の収集・整理を行うことで、審査の適正化等が見込まれる。</p>	<p>291</p>
<p>(4) 環境影響評価制度合理化・最適化経費(平成22年度)</p>	<p>34 (7)</p>	<p>224 (32) ※150は翌年度に繰越</p>	<p>65 (151)</p>	<p>60</p>	<p>1.2.3</p>	<p><達成手段の概要> 放射性物質による環境影響評価についての検討を行うほか、放射性物質を取り扱う施設に関する知見の収集を行う。また、環境影響評価の適切な合理化の在り方や、環境影響評価の観点から対象事業となる必要があるか検討が必要な事業について、整理を行う。また、アジア各国における環境アセスメントについて情報収集・検討を行い、各国の課題解決及び我が国の技術の国際展開に貢献する。 <達成手段の目標> 環境影響評価法において放射性物質による汚染に対応した制度の構築を行う。環境影響評価制度全体の合理化・最適化のための検討を行う。また、アジア地域における環境影響評価制度の向上に協力・貢献する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 放射性物質の環境影響評価について、法の施行を踏まえて適切な調査検討を行うことにより、事業者による適切な環境影響評価実施に寄与する。また、調査検討により、合理的かつ効果的な環境影響評価実施に寄与する。</p>	<p>289</p>
<p>(5) 地方環境事務所における環境影響評価審査体制強化費(平成20年度)</p>	<p>18 (15)</p>	<p>21 (19)</p>	<p>21 (19)</p>	<p>25</p>	<p>1.2.3</p>	<p><達成手段の概要> 地域特性を踏まえた環境影響評価審査ガイドラインの作成や現地調査により、適切な環境影響審査を行う。また、環境影響評価手続終了後のフォローアップを進めるため、事後調査報告書の収集等を行う。 <達成手段の目標> 環境影響審査を行う際に、地域の特性を踏まえた適切な環境影響評価が確実に実施されるように、地方環境事務所において、環境大臣意見形成の基礎となる情報収集、現地調査等を実施できる審査体制の強化を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境影響評価が予定される案件の情報収集を行うとともに、地域の環境情報の収集・整理、現地調査、専門家ヒアリング、地方環境事務所における審査手続マニュアルの作成等を行い、地域特性に応じた審査を実施するための体制強化を図る。これら地方環境事務所の審査体制の強化により、環境影響評価法改正に伴う審査業務の増加等に対応し、地域特性に応じた環境影響審査の円滑かつ効果的な実施が図られる。</p>	<p>290</p>
<p>(6) 風力発電等導入等に係る環境影響評価促進モデル事業(平成23年度)</p>	<p>834 (297) ※288は翌年度に繰越</p>	<p>1000 (552) ※383は翌年度に繰越</p>	<p>1430 (1031) ※257は翌年度に繰越</p>	<p>1173</p>	<p>1.2.3</p>	<p><達成手段の概要> 情報整備モデル地区環境情報：風力発電等の立地ポテンシャル、地元自治体の意向等を勘案して選定した情報整備モデル地区において、環境影響評価での活用を想定した地域の既存資料調査、地元有識者のヒアリング調査、動植物・生態系等の現地調査を実施し、環境基礎情報データベースとして整備し、提供する。 <達成手段の目標> 風力発電等の事業者が環境影響評価を実施する際に活用できる基礎的な情報を体系的に提供し、質の高い環境影響評価を効率的に実施するための条件整備を行い、風力発電等の早期導入に資することを旨とする。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境影響評価法改正により風力発電も対象となったこと、東日本大震災を契機に風力発電・地熱発電等の再生エネルギーの増加が見込まれていること等から、環境基礎情報の整備・提供等を行うことにより、質が高く効率的な環境影響評価の実施の促進が見込まれる。</p>	<p>015</p>
<p>(7) 風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p><達成手段の概要> 風力発電所等の適地抽出における事業特性・地域特性ごとの制約、ステークホルダー・地域住民との調整手法、各種規制手続の事前調整・環境影響評価手続の進め方等について優良事例等を踏まえて整理し、手続の合理化・期間短縮に資する地域主導による適地抽出の手法に関するガイドラインを取りまとめる <達成手段の目標> 先行利用者との調整や各種規制手続の事前調整等を図りつつ、それらと一体的に環境影響評価手続を進めることで、事業計画全体が環境に配慮されつつ円滑かつ迅速に実施される。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 事業者単独ではなく、自治体为主导して、先行利用者との調整や各種規制手続一体的に環境影響評価手続を進めるための適地抽出の手法を構築することで、環境に配慮しつつ円滑かつ迅速な事業実施に資する。</p>	<p>新27-0002 【再掲】27-2</p>

施策の予算額・執行額

1037
(472)

1354
(726)

1622
(1302)

1374

施策に関する内閣の重要政策
(施政方針演説等のうち主なもの)

約束草案、長期エネルギー需給見通し

(記入イメージ)

(環境省27-41)

施策名	目標9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発				担当部局名	総合環境政策局 環境研究技術室		作成責任者名 (※記入は任意)	吉川 和身			
施策の概要	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。				政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤整備						
達成すべき目標	環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。				目標設定の考え方・根拠	第4期科学技術基本計画		政策評価実施予定時期	平成28年6月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 環境研究総合推進費の事後評価(5段階)で上位2段階を獲得した課題数(上位2段階の課題数/全評価対象課題数)	-	-	60%以上	各年度	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	-	-	環境研究総合推進費は、環境省における環境技術の研究開発の中核をなす競争的資金による予算であり、採択された個々の課題の成果を上げることが、目標達成に寄与することになる。このため、研究開発の終了時に目標の達成状況や成果の内容等を把握し、その後の研究開発発展への活用等を行うために実施している事後評価において一定の研究成果を上げることが指標としている。
2 環境技術実証事業における実証技術数(単位:件)	87	20年度	対象技術分野数×4	各年度	80 (対象技術分野数×10)	90 (対象技術分野数×10)	36 (対象技術分野数×4)	32 (対象技術分野数×4)	対象技術分野数×4	対象技術分野数×4	対象技術分野数×4	環境技術の研究開発を通じた目標達成には、民間企業による先進的な取組が重要である。環境技術実証事業の目標は、ベンチャー企業等の中小企業の先進的環境技術の普及促進による環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化を同時に達成し、環境と経済の統合された社会の実現に寄与することである。そこで、公募で行われる当該事業に参加する実証技術数を指標としている。 なお、近年は本事業により環境技術及びその測定手法が広く普及したことを受け、対象技術の一部がJIS化したことや、「試験室等での実証」から「現場での実証」が主体となる等、先進的環境技術の性質が推移していることを受け、1技術あたりの実証に要する業務量、時間及び経費等が増加していることから、平成26年度事業から見直しを行っている。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レ ビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 環境研究総合推進費(環境研究・技術開発推進費は13年度から開始) ※22年度に「環境研究・技術開発推進費」と「地球環境研究総合推進費」を統合し、更に、23年度より「循環型社会形成推進科学研究費補助金」を統合。	5,670 (5,585)	5,387 (5,190)	5,387 (5,301)	5,300	1	<達成手段の概要> 環境政策貢献型の競争的研究資金により、地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発を促進する。環境省が必要とする研究開発テーマ(行政ニーズ)を提示して公募を行い、産学官民の研究機関の研究者から公募により提案を募り、外部専門家・有識者等による事前評価を経て競争的に選定された研究課題を採択・実施する。 <達成手段の目標> ①行政ニーズ形成方法を改善し(要件の明確化、意見交換会実施等)、行政貢献に繋がる研究課題の新規公募を行う。 ②研究者とPO(プログラムオフィサー)、行政担当官によるアドバイザーボード会合を委託全課題実施し、政策検討状況等の情報提供及び進捗管理等を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 研究成果は、環境省の行政施策に活用する。					298	
(2) 環境研究・技術開発推進事業(平成18年度)	29 (29)	19 (17)	19 (16)	18	-	<達成手段の概要> ①環境省の競争的研究資金制度を統括し評価及び管理を行うプログラムディレクター(PD)を配置する。 ②「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」(平成22年6月中環審答申)フォローアップ及び改定に向けて検討する。 ③環境省競争的資金の、終了後3～4年が経過した課題に係る成果の実用化・普及等に係る追跡評価を行う。 <達成手段の目標> 環境省が実施している研究・技術開発制度の管理及び評価を適切に行うとともに、社会動向に適した研究課題の採択に資する情報整理を目指す。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境省が実施している研究・技術開発の適切な推進に資する。					295	

(3)	環境技術実証事業 (平成15年度)	108 (108)	117 (100)	102 (93)	102	2	<p><達成手段の概要> 環境保全効果等について客観的評価がない先進的環境技術について、第三者機関が実証し、その結果を公表する。</p> <p><達成手段の目標> 実証試験結果を環境省ウェブサイト等で公表し、環境技術の普及を支援する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 優れた環境技術を普及させることで、環境保全に資する。</p>	297
(4)	化学物質環境実態調査費 (昭和49年度)	261 (244)	289 (243)	299 (275)	319	-	<p><達成手段の概要> ・一般環境中の化学物質による汚染状況を把握し、施策に活用するため、関係課室からの要望物質について全国規模の調査を実施する。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> ・80調査物質数・媒体数の分析を実施し公表する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に一般環境中の化学物質の残留状況調査を実施する。</p>	302
(5)	熱中症対策緊急推進事業 (平成24年度)	35 (13)	35 (25)	45 (38)	45	-	<p><達成手段の概要> 自治体において暑くなる前から熱中症対策が進み、適切に対応策が実施される等の意識啓発が進む。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> 自治体における「暑くなる前からの熱中症対策」実施率100%</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 熱中症対策に関するマニュアルやリーフレット等を作成・配布するとともに、6月までに講習会を実施する。</p>	309
(6)	子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査) (平成14年度)	4,526 (5,151)	5980	6,982	4,722	-	<p><達成手段の概要> 10万組の親子を対象とし、13年間にわたり、質問票による追跡調査等を実施する。</p> <p><達成手段の目標(39年度)> 追跡調査終了時における追跡率80%</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 子どもの健康と環境に関する全国調査基本計画策定時に設定された追跡調査終了時における追跡率80%を達成することで、調査で得られた成果がより信頼性の高いものにすることができる。</p>	300 321 【再掲】27-27
(7)	化学物質の人へのばく露 総合事業調査費 (平成10年度)	43 (43)	107 (99)	105 (93)	105	-	<p><達成手段の概要> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析する。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> ダイオキシン類の1日摂取量を、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下とする</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析することにより、食品や大気、水、土壌などの環境を経由して国民が1日に摂取しているダイオキシン類の量を推計する。</p>	303 【再掲】27-28
(8)	水俣病に関する総合的研究(昭和48年度)(再掲: 27-32)	39 (35)	35 (27)	36 (27)	37	-	<p><達成手段の概要> 水俣病やメチル水銀の健康影響に関する調査研究を行う。</p> <p><達成手段の目標> 訴訟に必要な科学的知見、社会学的知見の収集:数値化困難</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 認定審査の促進、紛争の解決を図る。</p>	304 【再掲】27-32
(9)	イタイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究 (平成13年度)	34 (30)	34 (30)	34 (34)	34	-	<p><達成手段の概要> イタイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。</p> <p><達成手段の目標(36年度)> イタイタイ病や慢性カドミウム中毒に関する質の高い研究による科学的知見の充実。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> カドミウムによる健康影響を解明し、被害の未然防止や健康確保に資する。</p>	306 【再掲】27-31

(10) イタイタイ病及び慢性砒素中毒発症地域住民健康影響実態調査(昭和47年度)	39 (21)	38 (22)	35 (27)	44	-	<p><達成手段の概要> カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康調査を通じたカドミウムや砒素の健康影響の把握等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 汚染地域住民の健康上の問題の把握、軽減。イタイタイ病に関する情報収集・発信。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汚染地域住民の健康影響を調査することになる汚染地域住民の健康状態を適切な管理等を実施する。</p>	307 【再掲】27-31
(11) 国立水俣病総合研究センター(昭和53年度)	395 (388)	339 (337)	343 (353)	362	-	<p><達成手段の概要> 水俣病に関する総合的な調査、研究並びに水俣病、水銀等に関する国内外の情報の収集、整理、提供を行うこと及びこれらに関連する研究の実施。</p> <p><達成手段の目標> 国内外で過去に水銀汚染によって引き起こされた健康被害・環境汚染の解決及び将来的な発生防止。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病発症地域に対する化学的アプローチによる情報発信、及び途上国支援を中心とする水銀管理技術の移転による国際貢献。</p>	305 【再掲】27-32
(12) 環境汚染等健康影響基礎調査費(うち化学物質の内分泌かく乱作用関すること)(平成19年度)	234 (230)	199	190	216	-	<p><達成手段の概要> 化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進するため、必要な調査研究や試験法の開発、試験等を実施する。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> 必要な調査研究や試験法の開発、実施等の進展および物質のリスク評価</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各化学物質の内分泌かく乱作用を評価するための手法等を確立する。</p>	251 【再掲】27-27
(13) 環境汚染等健康影響基礎調査費(うち水銀に関すること)(平成19年度)	101 (88)	75	176	237	-	<p><達成手段の概要> 我が国の水銀対策技術シーズと途上国側のニーズのマッチング等を通じ、我が国の水銀対策技術の国際展開に係る調査・検討を行うと共に、途上国の水俣条約締結に向けた支援を行う。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> 途上国の水俣条約締結に向けた支援を実施した累積国数</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成25年度補正予算に計上されたUNEPへの拠出金等を利用したアジア途上国への支援を実施する。 また、アジア途上国を対象とした水銀排出の状況、水銀対策技術の現状等を把握する調査を、請負事業として実施することで、支援の具体化・効率化を図る。</p>	301 【再掲】27-29

<p>気候変動影響評価・適応推進事業 (平成18年度) 【関連:26-1】</p>	<p>299 (231)</p>	<p>346 (294)</p>	<p>336 (289)</p>	<p>461</p>	<p>-</p>	<p><達成手段の概要> ・国内外における適応に関する情報収集・分析を行い、関係府省の協力も得つつ、政府全体の総合的、計画的な「適応計画」を策定する。 ・地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画策定を支援するとともに、支援を通じて得られた情報等を基に、他の地方公共団体にて活用できる「地方公共団体向けの適応計画策定支援ガイドライン(仮)」などを策定する。 ・途上国に対する適応支援として、気候変動影響評価等の科学的知見に基づいた有効な適応計画策定を行うの支援を行うとともに、将来的に途上国が独自の知見により影響評価の更新等が行えるよう人材育成を行う。 ・国内外の取組をアジア太平洋適応ネットワーク(APAN)等の知見共有ネットワークを通じて共有し、地域の適応能力の向上に貢献する。 ・IPCC報告書作成支援 IPCCの各種報告書のための執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等への我が国専門家の派遣等を通して、日本人執筆者を育成・支援し、IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見が適切に反映されるようにする。また、各種報告書の作成などのIPCCの活動に積極的に貢献することによって、我が国のIPCCにおけるプレゼンスを向上させる。 <達成手段の目標> ・政府全体の適応計画の策定する。 ・地方公共団体における適応の取組を促進する。 ・IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見を適切にインプットする。 ・IPCCのにおける我が国のプレゼンスを向上させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国内外における適応に関する情報を収集・分析し、政府の適応計画に必要な情報を整理することで、平成27年夏頃をめどとした適応計画策定が円滑となることが期待できる。 ・地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画策定を直接支援するとともに、ガイドライン等を策定することで、他の地方公共団体における取組の促進も期待できる。 ・インドネシア、モンゴル、小島嶼国等のアジア太平洋地域の途上国における気候変動影響評価・適応計画策定を支援するとともに、事業管理のガイドラインとなる方法を検討することで、他国における適応に関する取組へ適用することも期待できる。 ・APAN等のネットワークを通じて、フォーラムやインターネット上での情報共有、人材育成ワークショップの開催等とおして、地域の人材の能力開発や政策の立案・実施への支援を行う。 ・IPCC報告書は気候変動に関する国際枠組みや世界各国の国内政策の基盤となる科学的知見を提供するものであり、我が国の研究者の知見をインプットし、その作成に貢献する必要がある。IPCC報告書の執筆に参加する科学者はボランティアベース(無給)の参加であるため、その活動を国として支援することで、我が国の知見のインプットが結果的に増すことが期待できる。</p>	<p>292</p>
<p>いぶき(GOSAT)観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備 (平成24年度)</p>	<p>3,252 (624)</p>	<p>2,115 (735)</p>	<p>1,124 (4,058)</p>	<p>24</p>	<p>-</p>	<p><達成手段の概要> 世界初の温室効果ガス専用観測衛星として打ち上げられた「いぶき」は、平成21年の打上げ後、設計寿命を超えた現在も観測を続けている。今後も地球環境の監視を継続しつつ、これまでの観測成果を気候変動政策に活用していくためには、REDD+などに用いるためのデータ処理技術開発や宇宙基本計画に明記された後継機の開発を推進する必要がある。本業務では、後継機の開発・データ処理技術開発を進めるとともに、地上観測や航空機観測による地球観測体制を強化することで衛星データを補完し、他国衛星との協力などの国際貢献を推進していくものである。 <達成手段の目標> ・REDD+活動による温室効果ガスの削減・吸収効果を定量的に把握し、世界の森林破壊・減少に伴う温室効果ガス排出の削減に貢献する。 ・「いぶき」後継機を開発し、全球の温室効果ガスの長期的観測を実現するとともに、地上や航空機による観測体制の強化により衛星観測を補完し、温室効果ガス分布の精緻な把握を行う。 ・「いぶき」後継機の観測データの高度かつ迅速なデータ利用を図るためのデータ処理能力の高速化を実現する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> REDD+のMRVシステム構築を図るとともに、衛星データを補完する地上観測設備・機器の整備や航空機観測の機器増強を行う。さらに、衛星観測データの高度処理を行うためのアルゴリズム開発を行う。</p>	<p>310</p>

温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」による地球環境観測事業 (16) 境観測事業 (平成18年度) 【関連:26-7】	120 (118)	109 (106)	112 (110)	103	-	<p><達成手段の概要> 衛星による宇宙からの温室効果ガス観測は、全球の温室効果ガスの濃度や分布の観測に有効であり、「いぶき」は、平成21年の打ち上げ以後、観測を続けている。衛星搭載センサの経年劣化や大気・雲の状態により、データは日々特性が変化するため、品質を管理し質のよいデータを提供し続けるためには、地上観測等による信用できるデータを用いた検証が重要である。本業務では、「いぶき」観測データの検証・補正の他、得られたデータを用いた研究のとりまとめや利用促進を進める情報発信を通し、気候変動に関する政策の立案・実施に貢献するものである。</p> <p><達成手段の目標> ・「いぶき」観測データの継続的な精度維持 ・「いぶき」の観測で得られる研究成果による全球炭素循環の理解と気候変動の科学への貢献 ・「いぶき」観測データの公表による、データの利用促進と気候変動に関する政策への貢献</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 「いぶき」観測データに対し、地上や航空機によって得られた検証データを用いて補正をかけ、データの精度管理を行う。また、「いぶき」データを用いて行う研究に対して公募研究を選定することにより、研究成果の管理やとりまとめを行うと同時に、「いぶき」の継続的な観測によって得られる成果を国内外に広く発信する。</p>	311
農業健康・環境影響対策費(平成19年度)	117 (68)	116 (70)	109 (103)	106	-	<p><達成手段の概要> ・無人ヘリコプター散布農薬による人への健康リスクを評価し、必要に応じて適切なリスク管理を講じる。 ・農薬に対する感受性の種間差を考慮した水産登録保留基準の設定方法の開発。 ・各地域で活用しうる農薬による生態系リスクの低減手法の開発。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> ・無人ヘリコプター散布農薬による人への健康リスク評価については、経気道ばく露及び経皮ばく露を想定し、そのそれぞれについて毒性評価値の算出方法を決定。 ・感受性の種間差を考慮した毒性評価の基本的要件を決定するとともに、主要な水田適用剤について感受性の種間差を考慮すべき農薬系統を明確化。 ・生物群集に対する農薬の影響評価手法の標準モデルを確立。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・農薬の使用に伴う人の健康及び生態系へのリスクについて知見を集積する。</p>	294
大気汚染物質による曝露影響研究費 (平成23年度組替)	269 (258)	290 (278)	296 (292)	273	-	<p><達成手段の概要> ・微小粒子状物質及び光化学オキシダント等の大気汚染物質による疫学調査等の実施 ・環境ナノ粒子等を用いた動物曝露実験や環境ナノ粒子等の性状把握等を行い、生体影響等を明らかにするための検討を実施</p> <p><達成手段の目標(27年度)> ・大気汚染物質の曝露と健康影響に関する知見の集積</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・大気汚染物質曝露と健康影響との関連性を明らかにする。</p>	293
2020年東京オリンピックに向けた都市圏における環境対策評価検証等事業	-	-	-	151	-	<p><達成手段の概要> ・地域均衡モデル・技術評価モデル(アジア太平洋統合評価モデル(AIM)等)を用いて定量的なモデル分析を実施する。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> ・東京都市圏の低炭素化等に係る均衡・評価モデルを用いた将来推計、分析及び検証の実施 ・均衡・評価モデルを用いた将来推計、分析及び検証に係る学術的な検討 ・均衡・評価モデルを用いた将来推計、分析及び検証により評価された技術の導入等の実現性に係る意見交換 等</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・環境保全効果、経済対策効果を定量的に示すとともに、対策効果が大きいと評価された技術を各会場施設や低炭素まちづくり等のインフラ整備への導入ノウハウとともに提示する。</p>	新27-0030
東京オリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業	-	-	-	15	-	<p><達成手段の概要> 暑熱環境中における熱中症患者の発生リスクを把握するとともに、外国人に対する効果的な普及啓発活動を検討する。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> 「夏期大規模イベントにおける熱中症対策指針(仮題)」を作成するとともに、外国人に対する普及啓発活動を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 夏期の大規模イベントにおける暑熱環境の計測を実施する。</p>	新27-0023
施策の予算額・執行額	15,571 (13,264)	15,630 (7573)	15,730 (11,109)	12,674	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実				担当部局名	総合環境政策局環境計画課 大臣官房会計課 大臣官房総務課環境情報室 大臣官房政策評価広報室			作成責任者名 (※記入は任意)			
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。				政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤整備						
達成すべき目標	環境情報を体系的に整備するとともに、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。				目標設定の考え方・根拠	第四次環境基本計画(閣議決定)			政策評価実施予定時期	平成28年6月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 環境の問題に関する情報への満足度	15%	24年度	30%	28年度	-	20%	24%	27%	30%	-	-	平成21年3月に定められた「環境情報戦略(中央環境審議会の答申を踏まえた第三次環境基本計画(平成18年閣議決定)に基づき平成21年に策定)」では、当面優先して取り組む施策の柱の一つとして「利用者のニーズに応じた情報の提供」を掲げているところ、これに関連する指標として、左記の指標が第四次環境基本計画(総合的環境指標 iii)d)に定められているため。
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
2 研修実施回数	研修計画書に基づく研修の実施		27年度		毎年度、環境調査研修所研修規則第二条に基づき研修計画書を策定しており、これに基づき環境行政に携わる体系的かつ専門的な人材の養成を目的とした研修を国や地方公共団体職員等に対して実施しているため。							
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号					
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 環境統計・環境情報の総合的な整備推進費(平成22年度)	11 (10)	11 (10)	10 (8)	11	1	<達成手段の概要> 第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)及び公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年3月25日閣議決定)に基づき、経済活動と環境負荷との間の関係性を定量的に明らかにすること等を目的として、公的な環境分野分析用産業連関表(以下「環境IO」という。)を作成する。 <達成手段の目標> 平成23年産業連関表に基づき、平成23年版環境IOを作成し、平成28年度を目途に公表する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境統計の整備を通じて、環境問題に関する情報への満足度向上に寄与する。	284					
(2) 環境調査研修所(昭和48年度)	80 (69)	85 (78)	86 (81)	86	-	<達成手段の概要> 環境行政の動向及び前年度に実施された研修の評価等を踏まえて研修計画を策定し、これに基づいて国や地方公共団体職員等に対する研修を実施する。 <達成手段の目標(27年度)> 策定した研修計画に基づき、行政研修18コース(20回)、分析研修17コース(22回)及び職員研修7コース(7回)の、全42コース(49回)の研修を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国や地方公共団体職員等の能力の開発、資質の向上を図り、環境行政の基盤の強化に資する。	314					
(3) 情報基盤の強化対策費(平成7年度)	1,593 (1,340)	1,061 (1,042)	1,286 (1,148)	1,316	-	<達成手段の概要> 新たな情報通信技術戦略を推進するため、利用者本位で透明性が高く安全な行政サービスの提供及び行政内部の業務・システムの最適化を図り、また、情報セキュリティ対策の確保を図る。 <達成手段の目標> 環境省ネットワークシステムの稼働率 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境省ネットワークシステムの安定的な運用を通じて、環境情報基盤の強化に資する。	312					

(4) 環境保全普及推進費 (平成2年度)	77 (72)	77 (75)	81 (76)	81	- <達成手段の概要> 環境基本法に基づく「環境の日」を含む6月の環境月間に、国、都道府県、政令市を中心に、国民の環境保全への関心と理解を深め、積極的に活動を行う意欲を高めるための普及啓発に関する行事等を行う。 <達成手段の目標> 6月の環境月間の中心行事であるエコライフ・フェアにおいて、地球温暖化、生物多様性、3Rについて、来場者の60%の者の理解度と行動を向上させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境月間に関する行事の普及啓発効果を把握することにより、今後の広報活動に活かす。	313
(5) 諸外国における環境法制 に共通的に存在する基本 問題の収集分析 (平成23年度)	6 (5)	6 (5)	5 (4)	5	- <達成手段の概要> 環境法制に共通的に存在する基本的な諸原則や重要な論点、課題等に関し、諸外国における最新の知見や動向を把握するとともに、今後の我が国の環境政策における基本的な枠組の方向性や課題等について分析を行う。 <達成手段の目標(27年度)> 報告書(論文)の累積数 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 成果物である報告書を蓄積していくことで、環境法制に共通的に存在する論点や課題を体系的に整備し、環境行政の各種施策を推進するための情報を充実させる。	315
施策の予算額・執行額	1,767 (1,496)	1,240 (1,210)	1,468 (1,317)	1,494	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	